

朝日投信WEB「電子交付サービス」取扱規定 新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
1. ～ 3. (同左) 4. (申込) (1) (同左) (2) お客様は、当金庫所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ提出する方法により申込み、当金庫がこれを承諾し、システム登録を行った後、本サービスを利用できるものとします。 (追加) (3) (同左) 5. ～12. (同左) (同左) 以 上 (平成22年7月制定) (平成26年12月改正) (令和2年3月改正) (令和6年10月改正)	1. ～ 3. (略) 4. (申込) (1) (略) (2) お客様は、以下のいずれかの方法により申込み、当金庫がこれを承諾した場合に、本サービスを利用できるものとします。 ① 「朝日投信WEB」の所定の画面から利用申込みする方法 ② 当金庫所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ提出する方法 (3) (略) 5. ～12. (略) (略) 以 上 (平成22年7月制定) (平成26年12月改正) (令和2年3月改正) (令和6年10月改正) (令和6年12月改正)